

# 国民健康保険税のお知らせ

～子ども・子育て支援納付金の新設と課税限度額などの変更～

## 1 令和8年度から新たに子ども・子育て支援納付金分が課税されます

国は令和5年12月に「こども・子育て支援加速化プラン」を策定し、子育て支援の拡充を実施するための財源として、子ども・子育て支援金制度を創設しました。こどもや子育て世帯を社会全体で支える制度で、国民健康保険や後期高齢者医療制度、被用者保険など全ての医療保険の加入者が保険税(料)と併せて負担する仕組みです。

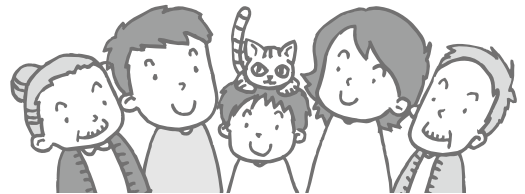
【新設】令和8年度	所得割率	均等割額※	18歳以上均等割額※	平等割額
子ども・子育て支援納付金分	0.29%	1,000円	100円	1,000円

※18歳未満(18歳に達する日以後、最初の3月31日までの方)の均等割額は全額軽減されます。その分の費用は18歳以上の被保険者の均等割額に上乗せされます

## 2 課税限度額

令和8年度から課税される国民健康保険税の上限額は次のとおりです。

区分	現行	改正後
医療保険分	65万円	<b>66万円</b>
後期高齢者支援金分	24万円	<b>26万円</b>
介護保険分	17万円	<b>17万円</b>
【新設】子ども・子育て支援納付金分	—	<b>3万円</b>
計	106万円	<b>112万円</b>



## 3 軽減措置

国民健康保険税は世帯の所得に応じて、7割・5割・2割の軽減措置があります。令和8年度以降、5割・2割の軽減措置の対象となる世帯の所得が引き上げられます。

軽減割合	所得の算定
7割	世帯の所得の合計額が43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円以下
5割	世帯の所得の合計額が43万円+( <b>31万円</b> *×加入者・特定同一世帯所属者の人数)+(給与所得者等の数-1)×10万円以下 ※令和7年度の30.5万円から改定
2割	世帯の所得の合計額が43万円+( <b>57万円</b> *×加入者・特定同一世帯所属者の人数)+(給与所得者等の数-1)×10万円以下 ※令和7年度の56万円から改定

### ■給与所得者等とは？

次のいずれかに該当する方です。

- ・給与等の収入金額が65万円を超える方
- ・65歳未満で公的年金の収入金額が60万円を超える方
- ・65歳以上で公的年金の収入金額が125万円を超える方

### ■特定同一世帯所属者とは？

国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した後、継続して同一世帯に属する方です。

# 65歳以上の方の 介護保険料

令和8年度の決定通知書を6月中旬に送付します。年度の途中で納付方法が納付書・口座振替から年金天引きに変わる場合がありますので、決定通知書をご確認ください。

## 算定に係る変更点

令和8年4月から第1段階と第2段階、第4段階と第5段階を分ける基準となる金額（年金収入など）が、**80.9万円**から**82.65万円**に変わりました。



## 令和8年度介護保険料の算定

税制改正により「給与所得控除額」が55万円から65万円に引き上げられたことにより、住民税が非課税になる方がいます。しかし、介護保険事業の運営（歳入歳出のバランス維持）のため、令和8年度の介護保険料の算定では、これまでどおりの控除額で計算します。そのため、住民税が非課税でも、介護保険料の算定では課税とみなす場合があります。

### 《住民税と介護保険料の違い》

**住民税**：給与収入103万円まで非課税

**介護保険料**：これまでどおり、給与収入93万円までを非課税ラインとして計算



▲詳細

## 介護保険料の減免措置

災害や失業による影響などで保険料を納めることが難しい方は、減免措置を受けられる場合があります。また、次の要件を全て満たす方は、申請により第1段階の金額まで減免されます。詳細はお問い合わせください。

- ① 世帯の年間収入（遺族年金・障害年金など非課税収入を含む）が次の計算式未満  
140万円+（世帯員が1人増えるごとに60万円加算）
- ② 世帯の預貯金が次の計算式未満  
200万円+（世帯員が1人増えるごとに50万円加算）
- ③ 居住用以外の活用できる資産を所有していない
- ④ 市民税課税者の扶養控除対象となっていない
- ⑤ 過去の介護保険料に未納がない